第2回路線バスに係る車いす事故対策検討会 議事概要

【日時】令和2年9月3日(木) 13:30~15:00

【形式】WEB 開催

【出席委員】酒井座長、稲垣委員、小田切委員、澤田委員、田中委員、寺田委員、山 嵜委員、佐藤委員代理

議事次第に沿って、関係団体及び事務局から資料を説明後、意見交換が行われた。 委員から出された主な意見は以下の通り。

- バス事業者から提示されたヒヤリハット事例の中に、電動車いす使用者がバスへの乗降時に転倒しそうになった例がある。乗車後の固定の問題に留まらず、乗降時の課題についても検討すべき。
- 乗合バスにおける車いす固定装置の標準化については、業界団体と調整しつつ検 討を進めていく。
- 乗務員に向けた研修において、車いす使用者に参加してもらい、受講者に気づきを与えることはいいことだが、それが日常の業務における固定や接遇に持続的に効果が発揮されることが必要。
- 乗車拒否は現在もあり、依然課題である。車いすは多種多様であり、固定が難しいタイプもあるため乗車拒否につながる。一律的な固定の義務化は適切でないと考える。
- 車いすメーカーは、車いす使用者が公共交通機関を利用するという前提で車いすを製作していない。車いす固定の問題については、メーカーも含めた検討会を立ち上げるなどの形で、認識してもらう必要がある。その際には、固定の方法のみを問題にするのではなく、乗降時の課題なども含め、広い観点から議論すべき。
- 車いすの構造や障害の特性上、シートベルトができない人もいる。海外における 乗車方法、固定方法やシートベルトの取扱いについても調べ、参考にすべき。
- 固定に抵抗感のある車いす使用者に対し、固定への一定の理解を得るためにも、 他の座席や立ち席旅客と比してなぜ車いすの固定が必要かという点については整 理しておく必要がある。

- 論点について、最低限実行すべきことに優先順位をつけて整理すべき。また、大 前提として、乗車拒否をなくすことは徹底すべき。
- 車両構造について、今後モデルチェンジが行われる際に座席配置などは変更できるはずなので、論点には含めておくべき。
- 事業者からの事故報告内容の充実は国が主導して進めるべき。
- 乗務員向けの研修で車いす使用者と直接関わる機会を設けているのは良い取り 組みである。国が優良研修などの認証制度を取り入れることも一案ではないか。
- 転倒事故を防ぐのが目的であって、固定をするのが目的ではない。乗務員に対して、安全運行をするべきという根本的な意識の醸成を怠ってはならない。
- 〇 車いす使用者の乗車にあたり、他の健常者の乗客の理解や良好な関係性も重要である。
- 総合政策局でバリアフリーの整備ガイドラインが策定され、ハード面のみならず ソフト面の基準を設けようとする検討会が始まっている。ぜひ、本検討会での議論 内容を共有できるよう、自動車局と総合政策局で連携を図ってほしい。

以上